

中野区運動施設等維持管理業務基準

中野区運動施設等の指定管理者が行う管理運営業務の内容及び範囲等は、この基準による。

1 上高田運動施設（野球場・庭球場）

(1) 設備維持管理業務

法定・自主点検整備を適切に行い、各設備等を常に良好な状態に維持し施設運営に支障ないように努める。

ア 日常点検

- (ア) シャッター動作確認
- (イ) セキュリティー動作確認
- (ウ) 空調設備動作確認
- (エ) 監視カメラ動作確認
- (オ) ガス機能確認
- (カ) AED機器点検業務
- (キ) 昇降機設備動作確認（定期点検は業者、日常は職員が必ず行う必要がある。）
- (ク) 放送設備作動確認（緊急災害時に必要なため、日常確認が必要。）

イ 定期点検

- (ア) 駐車場車路管制装置点検 年2回
- (イ) 非常用発電機設備保安業務 年2回
- (ウ) 昇降機設備保守業務 年12回（月1回）
- (エ) 自動ドア保守点検業務 年2回
- (オ) 自家用電気工作物巡視点検 年12回（月1回）
- (カ) 自家用電気工作物定期点検 年1回
- (キ) 消防用設備保守点検 年2回
- (ク) 空調設備保守点検 年2回
- (ケ) フロン排出抑制法施行に伴う冷暖房機器の簡易点検 年4回（3か月に1度）

・点検対象機器は、全ての業務用冷暖房機器とする。

- ・目視確認とする。
- ・冷媒の漏えい箇所が特定できた場合は、速やかに区に報告する。

- (コ) 建築設備定期検査 年1回
- (カ) 特殊建築物定期検査 3年に1回（令和4年度に実施する）
- (ク) 投光器点検、球切れ交換 年1回

※ 建築基準法第12条による定期点検（検査）(コ)(カ)について

建築基準法第12条による定期点検該当項目について、各建物別に報告書を2部作成し、中野区に報告する。

- (ク) 汚水槽清掃点検 年1回

ウ 点検等により故障等が発見されたものについては、速やかに修繕を行うこと。募集要項や本基準、指定後の協定にもとづき区との協議が必要なものについては、速やかに区に報告し、対応を協議すること。

(2) 清掃業務

日常清掃及び定期清掃により清掃管理を行う。

ア 管理施設（管理事務所（ミーティングルーム含む））

- (ア) 日常清掃業務
 - a 床、階段、壁、手すり、窓は日常的に清掃を実施する。
- (イ) 定期清掃業務
 - a 自動ドア清掃 週2回
 - b 空調設備清掃 年2回
 - c フロアワックスがけ 年2回程度
 - d 高圧洗浄清掃（外窓、外壁は、高圧洗浄にて清掃を行う。年3回程度）

イ 便益施設（トイレ、更衣室、シャワー室）

- (ア) 日常清掃及び定期清掃業務
 - a 更衣室（男女）
 - b シャワー室（男女）、シャワーカーテン清掃及び交換
 - c ロッカー清掃

d トイレ清掃

ウ 施設内全般（通行園路、駐車場（倉庫含む）、スロープ、側溝・柵）

(ア) 日常清掃業務

- a ごみ、落ち葉等の回収、ガム取り
- b 庭球場及び野球場入口スロープの珪砂除去
- c 門扉レール内の落ち葉取り
- d へい死体処理（動物）

(イ) 定期清掃業務

- a 側溝、柵清掃
- b 運動施設投光器清掃

エ ごみ分別・搬出作業

- (ア) 中野区ごみ分別区分をもとに分別し、搬出する。 週1回
- (イ) 粗大ごみは、ある程度の量になったら、搬出する。 適宜
- (ウ) 蛍光灯・ダンボール・雑誌類はリサイクルゴミとして搬出する。 年1回

(3) 運動施設整備業務

ア 庭球場

(ア) 日常管理

- a ネット高さ調整
- b コート内清掃（ごみ、落ち葉等の除去）
- c 人工芝点検・整備（ブラシがけ）
- d 審判台点検、ネジ増締め
- e 降雨後、水取り作業
- f ベンチ清掃

(イ) 定期整備（年1回以上）

- a 側溝・柵清掃
- b フェンス沿い植物の剪定
- c ネット交換
- d 珪砂補充、刷り込み
- e 整備機械点検

(ウ) 緊急対応

- a 人工クレイ応急修繕
- b 照明球交換
- c 冬期においては除雪、凍結復旧を迅速に行う

(エ) その他

- a 日よけ用パラソル設置（強風時はたたむ）

イ 野球場

(ア) 日常整備

- a ダッグアウト内清掃
- b 球場内清掃
- c 観客席、ベンチ清掃
- d 内野土部整地
- e 内野黒土補充・撤去
- f マウンドおよび土部締め固め転圧
- g ライン引き
- h 人工芝ライン出し
- i 散水
- j 人工芝整備
- k 雨天時シートがけ、シート撤去
- l 降雨後水とり、土補充作業
- m フェンス沿い植物の剪定
- n 球場内倉庫清掃
- o 防球ネット設置、撤去
- p グラウンドマーカー補充

(イ) 定期整備

- a ベース、プレート交換 年1回（必要であれば適宜）
- b 人工芝内土取り、ライン出し 年6回（必要であれば適宜）
（土を除去しラインを見やすくする）
- c 野球場内野黒土部分整備 年1回
（高低差チェック、内野掘り起こし、黒土補充、転圧）
- d 凍結防止塩化カルシウム撒き 年1回
- e 整備機械点検 月2回

(ウ) 緊急対応

- a 人工芝補修
- b ベンチ交換
- c 照明球交換
- d 冬場における除雪、凍結復旧作業

(エ) その他

荒天時前に吊り下げ式の防球ネットを下ろす

(4) 機械警備業務

管理棟、駐車場について、夜間、休場日に機械警備を実施。

2 中野上高田公園（遊具広場、河川沿い通路、外縁植樹帯）

(1) 設備維持管理業務

法定・自主点検整備を適切に行い、各設備等を常に良好な状態に維持し施設運営に支障ないように努める。

ア 遊具・休養・便益・管理施設（滑り台、ベンチ、水飲み、園内灯など）

(ア) 日常点検

a 破損・いたずら等の点検

- ・ 目視点検等を行い、いたずらや利用に支障のある破損の有無を確認し、発見した場合には、修繕及び利用中止の判断を行って対処する。

(イ) 定期点検

a 安全性、耐久性等の点検

- ・ 専門技術者による遊具点検を実施する。 1年に1回
- ・ ベンチ破損時は座板交換を行う。 適宜

(2) 清掃業務

ア 日常清掃

<園路>

- a 機械（ブロワ）での清掃は近隣及び来園者へ、音や埃の害を防ぐため午前10時までとする。なお、落葉期は、近隣及び来園者に配慮しながら適宜実施する。
- b 住宅に近い場所は機械での清掃を行わず、箒等によって行う。
- c 乾燥時には、埃飛散防止のため水をまいてから清掃をするなど、利用者へ配慮した作業を実施する。
- d ベンチは、雨あがり後に水ふきを行う。
- e へい死体処理（動物）

イ 定期清掃

- a 排水施設清掃 年1回

(3) 植栽植物・緑地等の維持管理に係る業務

ア 育成管理業務

(ア) 剪定業務

a 高木の整姿剪定

- ・ 高木の剪定では、園路沿いや広場に面した樹木に対しては、主に、定期的な冬期剪定によって樹形の維持及び園路・広場への伸長を抑制する剪定を行う。

b 低木の刈り込み

- ・ ツツジ類などの花木は、開花後、花芽が形成される前に実施し、翌年の開花を維持する剪定を行う。
- ・ 他の園路沿いや広場に面した低木は、成長に合わせて、随時、抑制管理を行う。

(イ) 除草

- ・ 目立つまえに随時実施する。

イ 臨時整備（障害管理業務）

(ア) 病虫害防除

a 定期的な対応

- ・ 園路および運動施設付近樹木への薬剤散布は、利用者が少ない時間を見計らって実施する。
- ・ 他の病虫害については、薬剤の利用は最低限に抑え、罹患部分の除去を主な対処方法とする。

b 臨時対応（予想外の病虫害があった場合）

- ・ 周囲の樹木へ影響がある病虫害が発生した場合は、周囲樹木も含め伐採・伐根を実施することもある。

(イ) 倒木処理、枯損枝の剪定

a 台風等の強風後の処置

- ・ 台風の通過など強風の前後は、枝折れや枯損枝の落下の危険性があるため、随時、落枝の処理及び落下する恐れのある枯枝等の剪定を行い、安全予防を行う。

3 哲学堂公園

(1) 設備維持管理業務

法定・自主点検整備を適切に行い、各設備等を常に良好な状態に維持し施設運営に支障ないように努める。

ア 事務所、運動施設、古建築物

(ア) 日常点検

- | | |
|---------------|---------------------|
| a セキュリティー動作確認 | b 空調設備動作確認 |
| c ガス機能確認 | d 運動施設照明点灯確認 ※雨天時除く |
| e 放送設備点検 | f AED機器点検業務 |

(イ) 定期点検

- | | |
|--|-------------------|
| a 自家用電気工作物巡視点検 | 年12回（月1回） |
| b 自家用電気工作物定期点検 | 年2回 |
| c 消防用設備点検保守 | 年2回 |
| d 冷暖房器保守点検 | 年2回 |
| e フロン排出抑制法施行に伴う冷暖房機器の簡易点検 | 年4回（3か月に1度） |
| ・点検対象機器は、全ての業務用冷暖房機器とする。 | |
| ・目視確認とする。 | |
| ・冷媒の漏えいが箇所が特定できた場合は、速やかに区に報告する。 | |
| f 建築設備定期検査 | 年1回 |
| g 特殊建築物定期検査 | 3年に1回（令和4年度に実施する） |
| ※建築基準法第12条による定期点検（検査） 【f、gについて】 | |
| 管理に伴う各種保守点検の結果に基づき、建築基準法第12条による定期点検該当項目について、各建物別に報告書を2部作成し、中野区に報告する。 | |
| h 古建築物連動自動火災報知設備点検 | 年2回 |
| i 運動施設投光器点検 | 年1回 |

イ 弓道場

(ア) 日常点検

- | | |
|---------------|---------------|
| a セキュリティー動作確認 | b 施設内放送設備機器点検 |
| c 空調設備動作点検 | d ガス機器動作点検 |
| e 自動扉動作点検 | f 照明点灯点検 |
| g AED機器点検業務 | |

(イ) 定期点検

- | | |
|---|-------------------|
| a 自家用電気工作物巡視点検 | 年12回（月1回） |
| b 自家用電気工作物定期点検 | 年1回 |
| c 消防用設備点検保守 | 年2回 |
| d 冷暖房機保守点検 | 年2回 |
| e フロン排出抑制法施行に伴う冷暖房機器の簡易点検 | 年4回（3か月に1度） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・点検対象機器は、全ての業務用冷暖房機器とする（冷温水発生機は除く）。 ・目視確認とする。 ・冷媒の漏えいの箇所が特定できた場合は、速やかに区に報告する。 | |
| f 建築設備定期検査 | 年1回 |
| g 特殊建築物定期検査 | 3年に1回（令和4年度に実施する） |

※ 建築基準法第12条による定期点検（検査）【f、gについて】

建築基準法第12条による定期点検該当項目について、各建物別に報告書を2部作成し、中野区に報告する。

- | | |
|-----------------|--------------|
| h 非常用自家発電設備保守点検 | 年2回 |
| i 弓道場自動券売機保守点検 | 年1回 |
| J 弓道場自動扉保守点検業務 | 年3回 |
| k 弓道場冷暖房器切り替え点検 | 年2回 |
| l 冷暖房機ロール点検及び交換 | 年1回（消耗状況による） |
| m 冷温水発生機点検 | 年2回 |

ウ 点検等により故障等が発見されたものについては、速やかに修繕を行うこと。募集要項や本基準、指定後の協定にもとづき区との協議が必要なものについては、速やかに区に報告し、対応を協議すること。

(2) 清掃業務

日常清掃及び定期清掃により清掃管理を行う。

ア 管理施設（管理事務所、側溝・柵）

(ア) 日常管理

- a 1F、2Fフロア
- b 階段
- c 2Fミーティングルーム
- d 2F事務所
- e 給湯室
- f 2F倉庫
- g 窓清掃

(イ) 定期清掃

- a 空調設備清掃 年2回
- b 運動施設投光器清掃 年1回
- c 高圧洗浄清掃（管理棟外壁、窓など） 年4回

イ 便益施設（トイレ、更衣室、シャワー室など）

(ア) 日常管理

- a 1F更衣室（男女）
- b シャワー室（男女）、シャワーカーテン清掃及び交換、
（ロッカー清掃、浴室マットは適宜洗濯及び交換を行なう。）
- c トイレ清掃（ウォシュレット設備含む。トイレットペーパーは適宜補充）

(イ) 定期清掃

- a 高圧洗浄清掃（トイレ内部は薬剤を使用した洗浄を行う。）

ウ 園地施設（運動施設周辺通路、文化財庭園、梅林）

(ア) 日常清掃

<園路・トイレ及び階段>

- a 機械（ブロワ）での清掃は近隣及び来園者へ、音や埃の害を防ぐため午前10時までとする。なお、落葉期は、近隣及び来園者に配慮しながら適宜実施する。
- b 住宅に近い場所は機械での清掃を行わず、箒等によって行う。
- c 乾燥時には、埃飛散防止のため水をまいてから清掃をするなど、利用者へ配慮した作業を実施する。
- d ベンチは、雨あがり後に水ふきを行う。
- e 各池の清掃は、日常点検で判断し、落ち葉や藻の除去作業を行う。

f ごみ箱よりごみを回収。また灰皿から吸殻などを回収する。

g トイレ清掃（トイレトペーパーは適宜補充）

h へい死体処理（動物）

(イ) 定期清掃

a 排水施設清掃 年1回

b 電気設備キュービクル清掃 年1回

c 各池の水を減らして、泥の撤去を行なう。 適宜

※清掃時は、池内の大きな生物（大型のコイなど）は回収し、清掃後に戻す。

d トイレは尿石除去剤を便器に付着している尿石に直接ふりかけ、尿石を十分に分解させた後、タワシ等で除去し水洗いする。 年1回

エ 弓道場

(ア) 日常清掃

施設周辺、階段、手すり、建物内の清掃（トイレ、会議室など含む）を実施する。

(イ) 定期清掃

a 汚水槽清掃 年1回

b 自動ドア清掃 週1回

c 射場上部の瓦、蛍光灯など高い場所の清掃を行なう。 年1回

オ ごみ分別・搬出作業

中野区ごみ分別区分をもとに分別し、搬出する。 週1回

粗大ごみは、ある程度の量となったら、搬出する。

(3) 運動施設管理業務

ア 庭球場

(ア) 日常管理

a ネット高さ調整

b コート内清掃

c 人工芝整備（ブラシがけ）

d 審判台点検、ネジ増締め

e ベンチ清掃

(イ) 定期整備

- | | | | | | |
|---|--------|-----|---|-----------|-----|
| a | 側溝・柵清掃 | 年2回 | b | 施設周り植物の剪定 | 年2回 |
| c | ネット交換 | 適宜 | d | 珪砂補充、刷り込み | 年2回 |

(ウ) 緊急対応

- | | | | |
|---|-----------------|---|-------|
| a | 人工芝応急修繕 | b | 照明球交換 |
| c | 冬場における除雪、凍結復旧作業 | | |

イ 野球場

(ア) 日常整備

- | | | | |
|---|----------------|---|-----------------|
| a | ダッグアウト内清掃 | b | 球場内清掃 |
| c | ベンチ清掃 | d | 内野土部整地 |
| e | 内野黒土補充・撤去 | f | マウンドおよび土部締め固め転圧 |
| g | ライン引き | h | 人工芝ライン出し |
| i | 散水 | j | 人工芝整備 |
| k | 雨天時シートがけ、シート撤去 | l | 降雨後水とり、土補充作業 |
| m | フェンス沿い植物の剪定 | n | 球場内倉庫清掃 |
| o | 防球ネット設置、撤去 | p | グラウンドマーカー補充 |

(イ) 定期整備

- | | | |
|---|--|----------------|
| a | ベース、プレート交換 | 年1回 (必要であれば適宜) |
| b | 人工芝内土取り、ライン出し
(土を除去しラインを見やすくする) | 年6回 (必要であれば適宜) |
| c | 野球場内野黒土部分整備
(高低差チェック、内野掘り起こし、黒土補充、転圧) | 年1回 |
| d | 凍結防止塩化カルシウム撒き | 年1回 |
| e | 整備機械点検 | 月2回 |

(ウ) 緊急対応

- | | | | |
|---|-------|---|-----------------|
| a | 人工芝補修 | b | ベンチ交換 |
| c | 照明球交換 | d | 冬場における除雪、凍結復旧作業 |

ウ 弓道場

(ア) 日常管理

a 安土整備

b 散水

(イ) 定期整備 年1回

a 備品点検、補充（的枠、的紙、巻きわらなど）

b 弓道場的場安土改修（年1回）

(4) 植栽植物・緑地等の維持管理に係る業務

国指定名勝とされている哲学堂公園の対象エリアでは、「名勝哲学堂公園保存活用計画」及び「名勝哲学堂公園再整備基本計画」の方針に沿って、樹木管理を行う。なお今後、区により植栽管理の方針が提示された場合には、別途協議の上、同方針に基づく管理を実施することとする。

ア 育成管理業務

(ア) 剪定業務

a 高木の整姿剪定

- ・ 高木の剪定では、園路沿いや広場に面した樹木に対しては、主に、定期的な冬期剪定によって樹形の維持及び園路・広場への伸長を抑制する剪定を行う。まとまった樹林内の樹木管理は、枯損枝の除去を主な対象とする。
- ・ 古建築物に近接する高木は、建物を損傷しないように随時、伸長枝の抑制を行うとともに、松やモミジ等の修景木は、樹形維持のために適切な時期に随時剪定を行う。

b 低木の刈り込み

- ・ ツツジ類やアジサイなどの花木は、開花後、花芽が形成される前に実施し、翌年の開花を維持する剪定を行う。
- ・ 他の園路沿いや広場に面した低木は、成長に合わせて、随時、抑制管理を行う。

c ヒコバエ等の剪定

- ・ 生育や樹形に支障を与える伸長枝は、随時、剪定を行って樹形の維持を図る。

d 駆除樹木の伐採

- ・ 「名勝哲学堂公園再整備基本計画」に基づき、実生で増え、繁殖力の強いシュロ、トウネズミモチ、クスノキの幼樹は、樹林景観に大きな影響を与えない範囲で伐採する。

(イ) 除草

a 園路沿い、植え込み周り

- ・ 景観的に見苦しくなる部分であるため、目立つまえに随時実施する。

b 広場

- ・ 低木の足元は、見苦しくなる部分であるため、目立つまえに随時実施する。
- ・ 高木の足元は、定期的 to 実施する。

(ウ) 花壇整備

a 植え付け

- ・ 季節に応じた草花を楽しめるようにするため、年3回の植え付けを行う。
- ・ なお、宿根草については、定期的に土壌の改善（施肥など）を実施する。

b 花柄摘みなど

- ・ 開花状況に応じて、随時実施する。

(エ) 菖蒲池整備

菖蒲園周囲へ、来園者が楽しめるように花木の育成を行う。

イ 臨時整備（障害管理業務）

(ア) 病虫害防除

a 定期的な対応

- ・ 園路および運動施設付近樹木への薬剤散布は、利用者が少ない時間を見計らって実施する。
- ・ 利用者へ被害を及ぼす危険性のあるチャドクガが発生しやすいツバキ、サザンカ等の樹木に対しては、チャドクガが発生する時期に、こまめに点検し薬剤等での除去作業を行う。
- ・ 他の病虫害については、薬剤の利用は最低限に抑え、罹患部分の除去を主な対処方法とする。

b 臨時対応（予想外の病虫害があった場合）

- ・ 周囲の樹木へ影響がある病虫害が発生した場合は、周囲樹木も含め伐採・伐根を実施することもある。

(イ) 倒木処理、枯損枝の剪定

- a 台風等の強風後の処置
 - ・ 台風の通過など強風の前後は、枝折れや枯損枝の落下の危険性があるため、随時、落枝の処理及び落下する恐れのある枯枝等の剪定を行い、安全予防を行う。
- b 倒木のおそれのある老木の処置
 - ・ 定期的な点検を行い、倒木の恐れがあると判断された樹木は、安全確保のために伐採、剪定を行う。

(ウ) 灌水

- a 主に夏季渇水時（花壇など）
 - ・ 灌水は、乾燥状態から判断し、適宜実施する。

(5) 古建築物の維持管理に関する業務

ア 定期清掃

(ア) 建物内の清掃（四聖堂、宇宙館、無尽蔵、絶対城、六賢台、霊明閣（集会室））

- a 古建築物公開時 年2回
 - ・ 春と秋の古建築物公開前に、大規模清掃を行う。
- b イベント使用時及び施設使用後の清掃
 - ・ 自主事業等で利用する場合や施設利用後、また通風のために扉等を開ける場合に、簡易な施設点検と清掃を行う。

イ 定期点検

(ア) 建物の点検

- a 建物、外装 年1回
- b 内部備品 年1回

(イ) 防災設備の点検 年2回

- a 警報装置
- b 消火器、屋外消火栓

(6) 公園施設の維持管理に関する業務

ア 遊具・休養施設（児童遊園遊具、ベンチ、あずまやなど）

(ア) 日常点検

a 破損・いたずら等の点検

- ・ 目視点検等を行い、いたずらや利用に支障のある破損の有無を確認し、発見した場合には、修繕及び利用中止の判断を行って対処する。
- ・ 夜間及び早朝にかけては砂場へネットを設置し、動物の糞害などを防ぐ。

b 児童遊園

- ・ 砂場利用前に清掃を行い、ガラス・石など危険物の除去、糞害がないか確認を行う。
- ・ 児童遊園設置の遊具は、目視、打視にて安全確認を行う。

(イ) 定期点検

a 安全性、耐久性等の点検

- ・ 専門技術者による遊具点検を実施する。 1年に1回
- ・ ベンチ破損時は座板交換を行う。 適宜

イ 水施設（流れ、池）・便益施設（トイレ、水飲み）

(ア) 日常点検

a 汚れ、ゴミの確認・除去

- ・ スタッフによる目視点検等を行い、いたずらや破損の有無を確認し、発見した場合には、修繕及び利用中止の判断を行って対処する。
- ・ 流れのポンプが正常に動作しているか確認を行う。
- ・ トイレ水漏れ点検を実施し、正常に動作しているか確認する。

(イ) 定期点検

a 水質・循環設備等の点検

- ・ 池流れ設備保守点検 年2回

ウ 管理施設（フェンス、園路灯、門扉）

(ア) 日常点検

a 汚れ、ごみの確認・除去

- ・ 目視点検等を行い、いたずらや破損の有無を確認し、発見した場合には、修繕及び利用中止の判断を行って対処する。

(7) 「哲学の庭」維持管理に関する業務

ア 清掃業務

(ア) 日常清掃

a 彫刻を点検し、はとの糞などの汚れがあった場合は清掃する。

b 水内の落ち葉を清掃する。

(イ) 定期清掃

a 水施設の水を抜き、砂・埃を回収する。※季節により、頻度は変更。

夏季、冬季 ⇒ 月3回程度

イ 水景施設管理業務

(ア) 水の交換を行なう。※季節により、頻度は変更。

ウ 芝生管理業務

(ア) 芝生育成までは、養生中としロープにて進入を禁止する。

(イ) 芝刈り

(ウ) 施肥、灌水

(エ) 目土

(オ) 除草

以上の作業を生育状況によって判断して適宜実施し、次年度以降の作業頻度の計画を作成する。

エ 巡回・点検業務

(ア) 台座、彫刻、舗装などに不具合が見られた場合は中野区へ報告する。

(イ) 進入禁止場所への立ち入り、来園者による被害が出ないように巡回を行い、あわせて点検を行なう。 1日8回

(ウ) 防犯カメラの作動管理を随時行う。

(8) 機械警備業務

管理棟は夜間、休場日、古建築物は常時、機械警備設備にてセキュリティーを行なう。

対象施設：哲学堂公園管理事務所夜間警備及び古建築物警備

弓道場夜間警備

(9) 国名勝指定範囲内の業務

文化財保護法にもとづき、現状変更等を行う場合には、事前に中野区に報告のうえ、国名勝指定範囲内における現状変更手続きに関する書類作成を行う。

3 妙正寺川公園運動広場

(1) 設備維持管理業務

法定・自主点検整備を適切に行い、各設備等を常に良好な状態に維持し施設運営に支障ないように努める。

ア 日常管理

- (ア) ベンチ点検、ねじの増締め
- (イ) トイレ清掃（男・女・障害者用）（トイレットペーパーは適宜補充する。）
- (ウ) ゴールポスト点検
- (エ) 備品の点検、補充（コーナーフラグ、グラウンドマーカー、ラインカーなど）
- (オ) AED機器点検業務
- (カ) グラウンドマーカー補充

イ 定期管理

- (ア) ゴールネット等交換
- (イ) 照明球交換

(2) 清掃業務

ア 日常管理

- (ア) 運動広場内、施設周辺の清掃
- (イ) ベンチ清掃
- (ウ) トイレ清掃（男・女・障害者用）（トイレットペーパーは適宜補充する。）
- (エ) へい死体処理（動物）
- (オ) 更衣室（男・女）

(3) 運動施設整備業務

ア 日常管理

- (ア) 埃飛散防止のための散水
- (イ) 施設周り植物の剪定
- (ウ) 運動広場ブラシ整地
- (エ) 施設沿い植物の剪定
- (オ) 石灰ダストでの段差改善

イ 定期整備

- (ア) 石灰ダスト補充 年1回
- (イ) 除草、刈り込み 年4回

4 (仮称)上高田五丁目公園

(3) 設備維持管理業務

法定・自主点検整備を適切に行い、各設備等を常に良好な状態に維持し施設運営に支障ないように努める。

ア 遊具・休養施設（誰もが遊べる児童遊具広場遊具、ベンチ、あずまやなど）

(ア) 日常点検

a 破損・いたずら等の点検

- ・ 目視点検等を行い、いたずらや利用に支障のある破損の有無を確認し、発見した場合には、修繕及び利用中止の判断を行って対処する。

b 児童遊園

- ・ 誰もが遊べる児童遊具広場設置の遊具は、目視、打視にて安全確認を行う。

(イ) 定期点検

a 安全性、耐久性等の点検

- ・ 専門技術者による遊具点検を実施する。 1年に1回
- ・ ベンチ破損時は座板交換を行う。 適宜

イ 水施設（ミストポール）・便益施設（トイレ、水飲み）

(ア) 日常点検

a 汚れ、ゴミの確認・除去

- ・ スタッフによる目視点検等を行い、いたずらや破損の有無を確認し、発見した場合には、修繕及び利用中止の判断を行って対処する。
- ・ ミストポールが正常に動作しているか確認を行う。
- ・ トイレ水漏れ点検を実施し、正常に動作しているか確認する。

ウ 管理施設（フェンス、園路灯、門扉）

(ア) 日常点検

a 汚れ、ごみの確認・除去

- ・ 目視点検等を行い、いたずらや破損の有無を確認し、発見した場合には、修繕及び利用中止の判断を行って対処する。

(4) 清掃業務

ア 日常清掃

<園路・トイレ>

- a 機械（ブロワ）での清掃は近隣及び来園者へ、音や埃の害を防ぐため午前10時までとする。なお、落葉期は、近隣及び来園者に配慮しながら適宜実施する。
- b 住宅に近い場所は機械での清掃を行わず、箒等によって行う。
- c 乾燥時には、埃飛散防止のため水をまいてから清掃をするなど、利用者へ配慮した作業を実施する。
- d ベンチは、雨あがり後に水ふきを行う。
- e トイレ清掃（トイレトペーパーは適宜補充）
- f へい死体処理（動物）

イ 定期清掃

- a 排水施設清掃 年1回
- b トイレは尿石除去剤を便器に付着している尿石に直接ふりかけ、尿石を十分に分解させた後、タワシ等で除去し水洗いする。 年1回

(3) 植栽植物・緑地等の維持管理に係る業務

ア 育成管理業務

(ア) 剪定業務

a 高木の整姿剪定

- ・ 高木の剪定では、園路沿いや広場に面した樹木に対しては、主に、定期的な冬期剪定によって樹形の維持及び園路・広場への伸長を抑制する剪定を行う。

b 低木の刈り込み

- ・ ツツジ類などの花木は、開花後、花芽が形成される前に実施し、翌年の開花を維持する剪定を行う。
- ・ 他の園路沿いや広場に面した低木は、成長に合わせて、随時、抑制管理を行う。

(イ) 除草

- ・ 目立つまゝに随時実施する。

イ 臨時整備（障害管理業務）

(ア) 病虫害防除

a 定期的な対応

- ・ 園路および運動施設付近樹木への薬剤散布は、利用者が少ない時間を見計らって実施する。
- ・ 他の病虫害については、薬剤の利用は最低限に抑え、罹患部分の除去を主な対処方法とする。

b 臨時対応（予想外の病虫害があった場合）

- ・ 周囲の樹木へ影響がある病虫害が発生した場合は、周囲樹木も含め伐採・伐根を実施することもある。

(イ) 倒木処理、枯損枝の剪定

a 台風等の強風後の処置

- ・ 台風の通過など強風の前後は、枝折れや枯損枝の落下の危険性があるため、随時、落枝の処理及び落下する恐れのある枯枝等の剪定を行い、安全予防を行う。

(ウ) 灌水

a 主に夏季渇水時（花壇など）

- ・ 灌水は、乾燥状態から判断し、適宜実施する。